

平成24年 11月 28日

11月27日の暴風雪により被害を受けられた皆様へ

株式会社全管協共済会

火災保険更新手続きに関する特別措置のお知らせ

本年11月27日の暴風雪により被害を受けられたご契約者の皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

災害救助法の適用を受け、弊社では、災害救助法適用地域内のご契約者の皆様に対し、以下の通り【災害救助法適用時の特別措置】を適用させていただきたく事といたしましたのでご案内申し上げます。

記

【災害救助法適用時の特別措置】により、災害救助法適用地域内にお住まいの皆様を対象に火災保険の更新手続き（契約の申込み及び保険料の支払い）を、『災害救助法が適用された日』から最大2ヶ月間猶予させていただきます。

この措置の適用をご希望のご契約者様は、弊社担当窓口までお申し出ください。

《弊社担当窓口》

お客様相談室：0120-32-9431

受付時間：9:00~18:00（土・日・祝日、年末年始の休業日を除く）

■災害救助法適用地域と法適用日

	適用地域	法適用日
北海道	室蘭市（むろらんし） 登別市（のぼりべつし） 伊達市（だてし） 虻田郡豊浦町（あぶたぐんとうようらちょう） 有珠郡壮瞥町（うすぐんそうべつちょう） 白老郡白老町（しらおいぐんしらおいちょう） 虻田郡洞爺湖町（あぶたぐんとうやこちょう）	2012年11月27日（火）

末筆にて失礼には存じますが、お身体には充分にお気を付けくださいますようお願い申し上げます。

以上